

被扶養者の取得手続きについて

「被扶養者取得届」をご提出の際に必要な添付書類をご案内いたします。「被扶養者取得届」「現況届」等はホームページから取り出してください。

[◇ 扶養家族に関する手続き - コスモエネルギーグループ健康保険組合](#)

1. 被扶養者取得届に添付する書類

該当する書類はすべて必要です。(パート収入と年金収入がある場合は両方に関する書類を提出)

下記書類についての補足説明はHPの「添付書類一覧」をご確認ください。状況により追加で書類を依頼する場合がございます。

75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、被扶養者になることはできません

	チェック	No	書類名	対象者	備考
両方必須		1	被扶養者現況届	全員	対象者ごとに1部。ただし、16歳未満はまとめて1部で可。
		2	発行3ヶ月以内の世帯全員の住民票原本	全員	1世帯につき1部。筆頭者・続柄・マイナンバーのあるもの。 被保険者と別居の場合は両方の住民票が必要。
どちらか一部が必須 (16歳以上)		3	在学証明書	16歳以上19歳未満の学生	在学証明書取得に時間がかかる場合は、学生証写しを先に提出。
		4	直近の所得証明書または課税/非課税証明書	16歳以上19歳未満(学生を除く) 19歳以上は全員	無職・無収入の場合も必要。市区町村で取得する。
いずれか該当する場合		5	医療助成該当届(こども・ひとり親・障害等)および受給者証のコピー	市区町村の医療費助成を受けている方	「医療助成該当届」はHPより取出し(Home>医療助成について)下記にリンクあり。 制度内容のパンフレット等のコピーもあれば提出。 給付金計算に影響するため該当する場合は必須。 取得申請時に準備できない場合は、後日でも可。
		6	在留カード写し	外国人	
		7	戸籍謄本原本、又は婚姻受理証明書原本	婚姻が事由の方	婚姻日が確認できる公的書類。
		8	任意継続被保険者資格喪失証明書原本	任意継続者	任意継続被保険者の資格を喪失して扶養になる場合
収入状況に関する添付書類 (該当する内容に関する書類すべて)		9	直近3ヶ月分の給与明細(コピー)	パート・アルバイト等の給与収入がある方	総支給額(通勤費含む)で収入を確認。 収入額は、下記の図を参照 ***
		10	直近3ヶ月分の勤務表(コピー)	パート・アルバイト等の給与収入がある方	9. 給与明細に労働時間等の記載があれば省略可
		11	誓約書(労働契約書添付必須)	契約変更等により、パート・アルバイト等の給与収入の減少が見込まれる方	労働契約書(コピー)を添付すること。 後日3か月分の給与明細と勤務表のコピーを提出要。
		12	最新の年金支払通知書(コピー)	年金収入のある方	老齢・障害・遺族等、課税非課税に関わらず収入となる。 申請中の場合は年金見込み額照会回答票原本。
		13	誓約書(雇用保険関係)	直近退職をした方	
		14	職票1・2写し、退職証明書原本、源泉徴収票写し(退職日記載あり)、のいずれか	直近退職をした方	
		15	雇用保険受給資格者証両面の写し(後日提出可)	雇用保険受給申請中(待機期間中又は給付制限期間中) または雇用保険受給延長中の方	収入額は、下記の図を参照 ***
		16	社会保険未加入がわかる書類(退職証明書(社会保険加入・未加入の表記有)、給与明細、等)	雇用保険未加入であった方	
		17	雇用保険受給資格者証両面の写し	雇用保険の受給が終了した方	※「支給終了」の印字がされているもの
		18	廃業届の写し 直近の確定申告書(第一表・第二表)・収支内訳書・青色申告決算書の写し	自営業を廃業した方	
		19	傷病手当金・出産手当金等の受給額のわかる書類の写し	傷病手当金・出産手当金等の受給中の方	収入額は、下記の図を参照 ***
		20	直近の確定申告書(第一表・第二表)、収支内訳書、青色申告決算書の写し	不動産・農業・営業等収入があり、確定申告をしている方(自営業・フリーランス等)	
		21	直近の確定申告書(第一表～第四表)、収支内訳書、青色申告決算書の写し、株式等にかかる譲渡取得等の金額の計算明細書	株式等に係る譲渡所得のある方	
	22	直近の確定申告書(第一表・第二表)、収支内訳書、青色申告決算書の写し、譲渡所得の内訳書	土地・建物の譲渡所得のある方		
	23	株式配当、その他の収入に関する書類	その他収入のある方	例)株式配当の通知書写し、直近3ヶ月分の報酬明細の写し、直近の確定申告書(第一表・第二表)、収支内訳書、青色申告決算書の写し 等	

***収入額

被扶養者の年齢	収入限度額	給付日額
59歳以下	月額108,334円未満(年収換算で130万円未満)	3,612円
ただし配偶者を除く19歳以上23歳未満	月額120,000円未満(年収換算で150万円未満)	4,167円
60歳以上(または障害年金受給者)	月額150,000円未満(年収換算で180万円未満)	5,000円

裏面に続く

2. 下に該当する場合に必要な書類(1に加えて提出)

別居・夫婦共同扶養(夫婦共働きで子のみを扶養する・配偶者が扶養とならない、または扶養となっていない場合)・両親のうち片親のみ扶養する場合など

事由	チェック	No	書類名	対象者(該当する項目すべて)	備考
配偶者が他健保に加入しており、子どものみを自身の扶養にする場合 (夫婦共同扶養の確認)		23	配偶者の収入確認書類 (次のいずれか1点…直近の課税非課税証明書・所得証明書・源泉徴収票写し)	配偶者が他健保に加入している方	子供の扶養申請について、配偶者が被保険者の被扶養者でない場合は、収入の確認が必須です。 夫婦共同扶養についてはこちら https://cosmo-oil-kenpo.or.jp/news/1426/
		24	配偶者の収入確認書類 上記いずれか1点に加え (確定申告書・収支内訳書・青色申告決算書の写し)	配偶者が他健保に加入している方(自営業者)	
配偶者が扶養している子どもを自身の扶養に異動する場合 (夫婦共同扶養の確認)		25	配偶者の収入確認書類 (直近の非・課税証明書原本、所得証明書等原本、源泉徴収票写し、自営業は確定申告書・収支内訳書・青色申告決算書、等)	配偶者との収入が逆転し、子を扶養異動する方	※申請内容によりコスモ健保で扶養認定されない場合もありますのでくれぐれも先に削除手続きしないようご注意ください
		26	離婚日、別居の日が確認できる書類(戸籍謄本等)	配偶者との離婚や別居により子を扶養異動する方	
		27	死亡日が確認できる書類(死亡診断書、戸籍謄本等)	生計維持者の死亡により扶養異動する方	
被保険者と別居(別世帯)の場合 (単身赴任・通学以外の別居事由)		28	仕送り証明(振込明細書写しまたは毎月の預金通帳写し)	被保険者と別居している方	現金手渡し不可。仕送り金額についてはHP「関連情報」の「家族を扶養にしたいとき」をご参照ください。
		29	上記に加え、ボランティア派遣期間の証明等海外渡航目的に応じた書類及び日本語翻訳版の原本、査証写し	被保険者と別居して対象者が海外居住のかた(国内居住要件の例外に該当)	「被扶養者取得届」の裏面を要参照
被保険者の帯同家族で海外赴任している または被保険者の海外赴任中に被保険者と身分関係が生じた(婚姻、出生等)		30	被扶養者現況申立書(海外に在住し日本国内に住所を有しない被扶養者用)	海外帯同者	※外国語の書類はすべて外国語版原本と日本語翻訳原本が必要
		31	査証写し	海外帯同者	
		32	在留証明書原本(同居していることがわかるもの)	海外帯同者	
		33	出生証明書原本	出生	
		34	婚姻を証明する書類原本	婚姻	
親や祖父母を扶養する		35	扶養する親/祖父母の戸籍謄本原本	認定対象者	被保険者との関係、扶養できる配偶者等がいるかの確認のため ※認定対象者が夫婦(親/祖父母)の場合には、その夫婦の生活実態生計維持関係を調査したうえで、被扶養者の認定対象者が被保険者により、主として生計が継続的に維持されているか否かを判断します。
		36	扶養する親/祖父母の課税非課税証明書または所得証明書	認定対象者	
		37	認定対象者に配偶者(認定対象ではない)がいる場合は、そのかたの収入が確認できる書類 (例)直近の課税非課税証明書または所得証明書原本・年金支払通知書の写し	認定対象者の配偶者や同居する家族 (扶養義務者の確認)	
人工透析等の特定疾病に該当するとき		38	特定疾病療養受療証 交付申請書	人工透析、血友病等の特定疾病該当者	HOME > 申請書類一覧 より取出し 医師の証明を受けたうえで申請
高額な医療費がかかりそうとき		39	限度額適用認定申請書	高額医療費の対象者	HOME > 病気やケガをしたとき > 医療費が高額になりそうとき 毎年9月更新時には申請が必要

コスモエネルギーグループ健康保険組合ホームページ <https://cosmo-oil-kenpo.or.jp/>

各種申請手続き・保健事業のご案内・健保からのお知らせ等を掲載しておりますのでご確認ください。

今回の申請に関連するリンク

[扶養家族に関する手続き - コスモエネルギーグループ健康保険組合 \(cosmo-oil-kenpo.or.jp\)](https://cosmo-oil-kenpo.or.jp/)

[医療助成について - コスモエネルギーグループ健康保険組合 \(cosmo-oil-kenpo.or.jp\)](https://cosmo-oil-kenpo.or.jp/)

[病気やケガをしたとき - コスモエネルギーグループ健康保険組合 \(cosmo-oil-kenpo.or.jp\)](https://cosmo-oil-kenpo.or.jp/)

[申請書類一覧 - コスモエネルギーグループ健康保険組合 \(cosmo-oil-kenpo.or.jp\)](https://cosmo-oil-kenpo.or.jp/)

【重要】医療助成該当届 について

コスモ健保は医療機関での受診で自己負担が高額となった場合、原則として医療機関からの健保への請求をもとに自動計算・給付(給与加算)を行っており、ご本人の高額療養費・付加給付の請求は不要です。
そのため、市区町村でなんらかの医療助成を受けている場合、健保への届出がないと自己負担額に関わらず自動給付が行われ、過払いとなり返金していただくことがあります。
必ず「医療助成該当届」のご説明を確認いただき、該当するかたは「被扶養者取得届」の医療助成該当欄への○、および「医療助成該当届」をご提出ください。

乳幼児、ひとり親家庭(母子、父子)、心身障害者、難病患者(特定疾病、特定疾患、小児慢性特定疾患)B型・C型ウイルス肝炎医療費、70歳未満の老人医療受給者
※名称は各市区町村等により異なります